

核融合実験炉（ITER）ブランケット遠隔保守システムに
おける機械設計・研究開発業務に係る労働者派遣契約
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
ITERプロジェクト部
遠隔保守機器開発グループ

1. 件名

核融合実験炉（ITER）ブランケット遠隔保守システムにおける機械設計・研究開発業務に係る労働者派遣契約

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、ITER 機構との調達取決めに基づき、ITER ブランケット遠隔保守システム（以下「遠隔保守システム」という。）を構成する機器を 3 つのパッケージに分割して設計・製作を進めている。最終的には 3 つのパッケージを統合化し、全体システムの設計・製作の妥当性を実証試験によって確認する。このため、製作仕様を明確にするための設計や、設計の妥当性を確認する技術開発を実施し、工程遅延の発生しないように調達活動を推進する必要がある。

本仕様書は、遠隔保守システムの一部であるパッケージ II 及び III の機械設計を行うため、3 次元 CAD 装置などを用いた機械設計業務及び設計の妥当性を確認するための研究開発業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

本業務に係る作業は、遠隔保守機器開発グループが調達を担当している遠隔保守システムを対象に以下の場所で実施されるものである。

- 第一工学試験棟 遠隔保守システムエリア
- ITER 研究開発棟 R134 号室

具体的な作業は以下のとおり。

（1）遠隔保守システム及び関連する調達機器に関する機械設計業務

- ① ITER 機構が作成した設計要求を基にした設計検討（機械構造・機構設計、電気系統設計）
- ② 遠隔保守システム及び関連する調達機器と周辺機器の取り合い調整
- ③ 必要に応じて取り合いを定めるための試験の企画・立案、試験装置及び試験ジグ設計（3D モデリング、構造図、組図、部品図、部品表等の作成）
- ④ ③の試験結果のとりまとめ
- ⑤ ①から④にて実施した基本設計をさらに製作レベルにするための製作設計仕様書の作成
- ⑥ ①から⑤の設計検討結果を基に、必要に応じて他の CAD オペレータへの CAD モデルの作成指示を行うこと

（2）研究開発の業務

- ① 開発すべき機器（設計した機器）に関し、設計の妥当性を確認するための新たな試験方法の考案
- ② 試験実施のための計測器に関する系統図の考案
- ③ 試験結果のまとめ、設計の妥当性の評価

上記業務と密接不可分・一体的に行われる付随業務として、国内機関のプランケット遠隔保守装置設計担当者の指示の下、設計作業、国内メーカーとの技術会議出席、使用する OA 機器の管理作業及び関連する書類・図面のコピー・整理・保管等の作業を行うこと。

(3) CAD 工程会議に関する業務

① 当グループにおける CAD 工程の担当として、部内で行われる CAD 工程会議に参加し、議論の結果を当グループの CAD 工程に反映する作業を行うこと

(4) 上記(1)、(2)及び(3)に関する購入仕様書作成と購入依頼/発注業務、機材の管理等に必要な各種手続きの実施

(5) その他付隨的業務

上記(1)、(2)、(3)及び(4)に関連する業務で、派遣労働者の業務場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

4. 必要な要件

(1) コンピュータを用いて産業用ロボットの機械装置の機構・制御設計を行う技能を有すること。

(2) 試験装置作動・計測の為のシーケンスに係る電気工事士の資格を有すること又は同等の知見・技能を有すること。

(3) ロボットの機構解析の1つである DELMIA などを使用したロボット動作のアニメーション作成に關わる知見・技術力を有すること。

(4) 業務を遂行する上で必要な意思疎通及び文書・資料作成を日本語で行うことが可能なこと（日本語を母語とするか、日本語能力検定 N1 に合格していること）。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

茨城県那珂市向山 801-1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所

ITER プロジェクト部 遠隔保守機器開発グループ

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

電話番号 029-210-2641

7. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所 I T E R プロジェクト部 遠隔保守機器開発グループ

8. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所 I T E R プロジェクト部 遠隔保守機器開発グループ

リーダー

9. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、その他 QST が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間：9 時 00 分から 17 時 30 分まで（休憩時間 60 分を含む）

(2) 休憩時間：12 時から 13 時まで

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

13. 人 員

1 名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST 職員と協議の上、必要な処置を講じること。）

14. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない。」

15. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち（1）～（5）については「指揮命令者」及び「派遣

先責任者」（人事担当課）へ各1部、(6)については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) その他契約上必要となる書類

※上記（1）の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記（3）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記（4）における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QST職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものと

する。

- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払を行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかを QST と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律等）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載の事項又は記載の無い事項について疑義が生じた場合は、別途協議の上、対応を決定する。

以上